

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【基本協定書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	基本協定書(案)	1					末尾当事者(事業者)欄に記名押印せる各社を事業者として定義していますが、事業契約書(案)ではSPCを事業者として定義しています。定義の整理をお願いします。	「事業者」の定義を「構成企業」と基本協定書において修正します。
2	基本協定書(案)	3	第6条	3	(2)	事業契約	第6条第3項(2)に記載の事業者による暴対法違反につきまして、本事業の公募手続きにおいて事業者が暴対法違反に該当する事由を具体的にご教示下さい。	第6条第3項第2号アからキに記載のとおりです。
3	基本協定書(案)	3	第6条	3	(3)	事業契約	「前2項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の成立前に、事業者のいずれかが次の各号所定のいずれかの事由(以下「デフォルト事由」という。)に該当するとき、市は、事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる。」とあります。また、(3)に「その他、事由のいかんを問わず、【市の指名停止措置を受けた/事業者の全部又は一部が本募集要項に定める応募資格を喪失した】とき。」となっています。地元建設企業として本事業への参画を模索していますが、建設企業にとって労災等の事故は安全管理を徹底しても全くなくなるものではありません。(3)の条文は本契約成立までの間のみと理解して宜しいでしょうか。	第6条第3項について、御理解のとおりです。なお、事業契約成立後は第10条の定めに従います。また、基本協定書(案)に関する質問回答No.13を御参照ください。
4	基本協定書(案)	3	第6条	3	(3)	事業契約	「デフォルト事由」が本公募手続きに関するものであるときは違約金を市に支払う義務を連帯して負担するものとする。とありますが、(3)事由のいかんを問わずの指名停止措置を受けた場合とは、例えば県外工事での労災事故等で盛岡市から指名停止を受けた場合もデフォルト事由に該当し違約金を支払うようになるのでしょうか。また、3項で「本契約の成立前に」とあるので議会承認後はデフォルト事由は適応されないと解釈して宜しいのでしょうか。基本協定書の有効期間が事業契約終了までの間となっていることに矛盾を感じています。	前段について、御指摘の場合は、デフォルト事由に該当しません。基本協定書(案)に関する質問回答No.13を御参照ください。「また、」以下について、御理解のとおりです。なお、事業契約成立後は第10条の定めに従います。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【基本協定書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
5	基本協定書(案)	3	第6条	3	(3)	事業契約	地元建設企業として質問します。参加資格要件で甲A企業の参画が必須の条件で地元として歓迎していました。しかし、デフォルト事由(3)に該当した場合、違約金の支払いを連帯して負担するとなっておりますが、仮に弊社の指名停止による場合、コンソーシアム内での帰責企業として弊社が全額負担することになると思われ、会社として多大なリスクを背負うこととなります。よって、このような基本協定書(案)の内容では本事業への参画は困難であり、地元への配慮があだとなると感じています。弊社の理解は正しいでしょうか。条文の見直しを強く要望します。	基本協定書(案)に関する質問回答No. 4を御参照ください。原案のとおりとします。
6	基本協定書(案)	3	第6条	3	(3)		第6条3項に定める本事業の公募手続きに関するデフォルト事由のうち、(3)に記載の【市の指名停止措置/事業者の全部又は一部が本募集要項等に定める応募資格を喪失した】に事業者のいずれかが該当した場合も、当該事業者を代替企業に交代する等の措置により、事業の履行に支障がないと貴市が判断された場合は事業者は違約金支払いの義務が生じないようご再考願います。	基本協定書(案)に関する質問回答No. 4を御参照ください。なお、市がやむを得ないと判断する場合に限り、参加資格を満たし、資格審査を通過した場合は代替企業への交代を認めます。
7	基本協定書(案)	3	第6条	3	(3)	事業契約	万一、本事業以外に起因した指名停止(国内外における事故等に起因するものなど)が発生した場合、違約金の対象となるのでしょうか。 もし違約金の対象となる場合、本協定の有効期間、すなわち事業期間終了時までの約17年8か月間が対象期間となると事業者側のリスクが多大となり参加を断念せざるを得ない可能性があります。	御指摘の場合、違約金の対象となりません。
8	基本協定書(案)	3	第6条	3	(3)	事業契約	資本関係の無い各構成企業において、デフォルト事由のうち指名停止及び6頁第10条2の(2)ア、イ、ウに該当する場合の協定(事業契約含む)解除は事業者リスクが高いと思われ、事業契約締結後は適用しないようお願いします。	事業契約締結後は、第6条第3項は適用されません。第10条第2項は事業契約締結後に適用されますが、基本協定書(案)に関する質問回答No. 13及びNo. 19の回答を御参照ください。
9	基本協定書(案)	3	第6条	3		事業契約	「事業契約の成立後に、事業者のいずれかが本事業の公募手続きに関するデフォルト事項に該当する場合」と記載がありますが、本件とは関連性のない(他都道府県での事故等)事由によって貴市から指名停止措置等を受けた場合は事業者は違約金支払い義務は生じないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、事業契約成立後は第10条の定めに従います。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【基本協定書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
10	基本協定書(案)	3	第6条	3		事業契約	「本事業の公募手続」の定義をご教示下さい。 本事業の入札公告時から令和2年6月5日の入札提案書等の受付までの参加申請書類提出及び提案書提出手続きを指しているとの理解で宜しいでしょうか。期間及び手続の内容を具体的にお示し頂けますでしょうか。	「デフォルト事由が本事業の公募手続に関するもの」とは、時期を問わず本事業の公募に係る一連の手続き及びその目的を害する行為全般が対象となると御理解ください。
11	基本協定書(案)	3	第6条			事業契約	デフォルト事由が本事業の公募手続きに関するものであるときは違約金を支払うとあります。ここでいう公募手続きには、本事業の参加表明書の提出から本契約までの手続きのみが該当し、それ以外の期間において発生した労災事故等や他市町村で発生した労災事故等で貴市の入札参加資格が停止になった場合はこの公募手続きには該当しないという理解でよろしいでしょうか。	基本協定書(案)に関する質問回答No. 10を御参照ください。違約金の発生は、デフォルト事由が本事業の公募手続きに関するものであるときに限ります。
12	基本協定書(案)	3	第6条			事業契約	(3) その他、事由のいかんを問わず、【市の指名停止措置を受けた/事業者の全部又は一部が本募集要項等に定める応募資格を喪失した】とき」の文言の削除をお願いします。本事業を含む労災事故等すべてに対して事業契約の解除や数億円の違約金が発生するリスクは事業者にとって過大であるため、事業の参加の可否に大きく影響します。	第6条第3項において、違約金が生じる場合は、デフォルト事由が本事業の公募手続きに関するものであるときです。原案のとおりとします。なお、基本協定書(案)に関する質問回答No. 13を御参照ください。
13	基本協定書(案)	4	第6条	3	(3)	事業契約	【】内の"/"の前後は、どちらを適用するのでしょうか。	後段を適用します。なお、本募集要項等に定める応募資格とは募集要項P. 5「3応募者の参加資格要件(業務別)」を指します。
14	基本協定書(案)	4	第6条	3		事業契約	本契約前のデフォルト事由による違約金に関しては、免除として頂くようお願いします	原案のとおりとします。なお、基本協定書(案)に関する質問回答No. 4及びNo. 13を御参照ください。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【基本協定書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
15	基本協定書(案)	5	第9条	1		有効期間	本協定の有効期間について、「本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする。」と記載がございますが、本協定の有効期間を本協定が締結された日から事業契約の締結日となるようご再考願います。	事業契約締結後においても当事者を規律する条項があります。原案のとおりとします。なお、事業契約成立後業務開始段階において適用される主な条項は、第3条、第4条及び第9条並びに第10条から第13条までです。
16	基本協定書(案)	5	第9条	1		有効期間	質問No. 26につきまして、基本協定書(案)の有効期間の短縮が難しい場合は、事業者のリスクが過大となる為、事業契約締結後の基本協定第10条に基づく、基本協定の解除事由及び違約金の支払い事由を第6条3項の(1)及び(2)に限定していただけるようご再考願います。	第10条第2項において、違約金が生じる場合は、デフォルト事由が本事業の公募手続きに関するものに限定しています。原案のとおりとします。
17	基本協定書(案)	5	第9条			有効期間	本協定の有効期間は事業契約が終了した日を終期とするとありますが、事業契約が締結された日を終期とすると変更をお願いします。基本協定書の目的は第1条に記載されているとおり、事業契約の締結に向けて必要な事項を定めることであり、事業契約締結後まで基本協定書を有効とする必要はないため、変更しても問題はないものと考えます。	基本協定書(案)に関する質問回答No. 15を御参照ください。
18	基本協定書(案)	5	第10条			本協定の解除	「事業者のいずれかが本事業の公募手続きに関するデフォルト事由に該当する場合」とありますが、公募手続きについてのもに限定しており、例えば維持管理運営期間中の労災事故等による指名停止等は該当しないという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称)盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【基本協定書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
19	基本協定書(案)	5	第10条	2		本協定の解除	(2) ア.イ.ウの各項目に定める破産手続き,更生手続き又は民事再生手続きの開始によって選定された破産管財人,管財人又は再生債務者等による本協定の解除が可能となった場合についての規定がありますが,本事業は維持管理運営期間だけで15年間という長期の事業であるため,社会情勢の変更によって事業者の一部が倒産することも十分に想定されます。そのようなリスクは事業者にとって過大であるため,本条項の削除をお願いいたします。本協定は事業契約を締結することにより目的を遂げているため,本条項を削除しても問題はないものと考えます。	第10条第2項第2号は,破産管財人等は法律上解除権を有していることから,これを行使された場合に違約金を徴するもので,市のリスク回避上必要と考えます。原案のとおりとします。
20	基本協定書(案)	6	第10条	2	(1)	本協定の解除	事業契約成立後のデフォルト事由の一つとして,「その他事由のいかんを問わず,【市の指名停止措置/事業者の全部又は一部が本募集要項等に定める応募資格を喪失した】とき」と記載がございますが,本事業の施設整備に関する事故等が発生した場合であっても,当該事故は本事業の公募手続き終了後に発生している為,指名停止措置には該当せず基本協定の解除及び違約金の支払い義務は生じないとの理解で宜しいでしょうか。もし,当該事故が指名停止措置に該当しますと,地元建設企業等が帰責者となる本事業での工事中に事故が発生が原因となり,指名停止措置に該当し違約金の支払い義務が生じた場合,当該違約金は推定で約9億円である為,リスクが過大かと存じます。当該リスクを背負い本事業に参画が可能な地元企業は非常に限られた企業のみになってしまい,募集要項4頁第2章1(1)オに記載の本事業への参加資格要件である「構成企業に盛岡市内に本社を有する者を1者以上入れること」を満たすことができず,本事業への公募が成立しない恐れがございます。事業契約成立後は第6条3項(3)を基本協定解除及び違約金支払い事由から除外していただけるようご再考願います。	第一文について,本事業の施設整備に関する事故等が発生した場合,デフォルト事由が本事業の公募手続きに関するものではないため,違約金の支払い義務は生じません。原案のとおりとします。なお,基本協定書(案)に関する質問No.13を御参照ください。
21	基本協定書(案)	6	第10条	2	(1)	本協定の解除	第10条1項に定める本事業の公募手続きに関するデフォルト事由のうち,第6条3項(3)に記載の【市の指名停止措置/事業者の全部又は一部が本募集要項等に定める応募資格を喪失した】に事業者のいずれかが該当した場合も,当該事業者を代替企業に交代する等の措置により,事業継続が可能と貴市が判断された場合は本協定を解除せず,且つ事業者に違約金支払いの義務が生じないようご再考願います。	市がやむを得ないと判断する場合に限り,参加資格を満たし,資格審査を通過した場合は代替企業への交代を認めます。本項において,違約金が生じる場合は,デフォルト事由が本事業の公募手続きに関するものであるときです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【基本協定書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
22	基本協定書(案)	6	第10条	2	(2)	本協定の解除	第10条第2項(2)ア.イ.ウの各項目に定める破産手続き,更生手続き又は民事再生手続きの開始によって選定された破産管財人,管財人又は再生債務者等による本協定の解除が可能となった場合でも,当該相手方当事者である事業者のいずれかを代替企業へ交代するなどの措置により,事業継続が可能と貴市が判断された場合は本協定を解除せず,事業者に違約金支払いの義務が生じないようご再考願います。	市がやむを得ないと判断する場合に限り,参加資格を満たし,資格審査を通過した場合は代替企業への交代を認めます。 なお,第10条第2項第2号は,破産管財人等から解除された場合の規定です。
23	基本協定書(案)	6	第10条	4		本協定の解除	基本協定違反による違約金の支払いにつきまして,仮に事業者のいずれかが本事業の公募手続きにおいて刑法第96条に基づき,競売入札妨害又は談合の容疑による刑が確定した場合,本協定書第6条第3項1号に該当すると同時に,2号記載の貴市からの指名停止措置に該当する可能性もあると認識しております。その場合,同項1号及び2号に記載の違約金支払いは重複しないとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
24	基本協定書(案)	9	別紙1	1		出資者保証書	金融機関からの要請により株券を発行する場合も想定されるため,株券不発行会社の要件は除外していただけますでしょうか。	金融機関が本事業の資金調達に伴い担保権を設定する場合に限り,例外を認めます。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

(令和2年2月21日公表)

【事業契約書(案)に関する質問】

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書(案)	1~4	第1章	第1条			(定義)	念のための確認ですが、(2)維持管理企業、(6)運営企業、(18)建設企業、(21)工事監理企業、(42)設計企業、(46)厨房設備企業の定義の空白部分には、基本協定書第5条1項でそれぞれ起用した企業名が入るという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
2	事業契約書(案)	4	第1章	第1条		(36)	定義	サービス対価の構成を考慮すると施設整備費には開業準備業務の遂行の対価が含まれるのではないのでしょうか。他方、契約解除時の違約金、不可抗力による損害などの取り扱いについては、施設引渡の前後で取り扱いが異なり、金額算定についても施設整備費を基準とするか、施設供用業務費を基準とするかで扱いが異なります。開業準備業務が施設引渡後に行われることを踏まえ、定義及び違約金や不可抗力負担の算定根拠などを再検討いただけますでしょうか。	第1条第36号の「施設整備費」の定義に「開業準備業務」を追加し、契約書において修正します。
3	事業契約書(案)	5	第1章	第1条		(49)	定義	文中に開業準備業務とありますが、引渡業務の誤りでしょうか。	契約書において御指摘のとおり修正します。
4	事業契約書(案)	6	第1章	第5条	3		事業場所	埋蔵物の定義は文化的等の価値が高いものに限定されていますが、その他の地下埋設物についても、公表資料等からでは判断できないものは、貴市のリスク負担としていただけますでしょうか。なお、第15条第4項では事業者事前調査の結果によるものしかカバーされておらず、施工中に発覚した土地のかしなどを対象としていません。	第5条に基づき、事業者は調査することが可能です。調査段階で発見されたものは協議に応じます。原案のとおりとします。
5	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	1		契約保証金	契約保証金が必要な期間は、仮契約締結時から引渡日までという理解で正しいのでしょうか。	原則として御理解のとおりですが、施工状況を総合的に勘案して、市が必要と認めざるを得ない場合のみ、第8条第7項に基づきかし担保責任の除斥期間満了までとなります。
6	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	2		契約保証金	契約保証金の額は施設整備費の10分の1以上とありますが、当該施設整備費は消費税及び地方消費税込みの金額という理解で正しいのでしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【事業契約書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	2		契約保証金	募集要項では、契約保証金の額をサービス対価A及びBの元本に消費税及び地方消費税を加算した額となっています。Bの利息を含むか、開業準備業務費を含むか、消費税を含むかをお教えてください。	サービス対価Bの割賦金利は含みませんが、開業準備業務費は含みます。 契約書において、施設整備費(サービス対価A及びBの合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。この条において以下同じ。)と修正します。
8	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	3	(1)	契約保証金 (履行保証保険契約)	履行保証保険契約について、業務別(例えば、設計業務、建設業務、工事監理業務等)に保険契約を締結し、当該保険の保険金額合計が施設整備費の10分の1以上とする場合、契約保証金の全部を納めないことが許容されますでしょうか。	引渡前においては、施工状況がどの段階でも施設整備費の10分の1以上の保証となるような付保をお願いします。 なお、当該提案があった場合は、契約書において当該内容に対応した修正を行います。
9	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	3		契約保証金	「次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる」とありますが、これは、例えば契約保証金額の20%を納付し、残り80%を履行保証保険契約でカバーするようなことが可能、と理解してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
10	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	4		契約保証金	契約保証金額の一部を担保として提供し、残額を現金で納付することは可能でしょうか。	御理解のとおりです。
11	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	6		契約保証金	貴市の先行案件である「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業」などでも認められている、構成員及び協力企業を保険契約者とし、事業者を被保険者とする履行保証保険の付保(貴市への質権設定)を認めて頂けますでしょうか。	可とします。 なお、当該提案があった場合は、契約書において当該内容に対応した修正を行います。
12	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	7		契約保証金	かし担保責任の除斥期間は引渡以降10年であり、返還を留保するのは過剰な負担と考えます。ご再考いただけますでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問回答No. 5を御参照ください。 原案のとおりとします。
13	事業契約書(案)	8	第1章	第8条	7		契約保証金	履行保証保険契約の付保期間は本項の記載によらず整備期間という理解でよろしいでしょうか。	基本的には御理解のとおりですが、整備期間満了時において保証金を留保する事態が生じた場合には、かし担保特約の付加又は改めて保証金を納付していただきます。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【事業契約書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
14	事業契約書(案)	8	第1章	第8条			契約保証金	建設企業等, 設計企業等又は工事監理者を契約者として, 事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し, その保険金請求権に本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定することをお認めください。	可とします。 なお, 当該提案があった場合は, 契約書において当該内容に対応した修正を行います。
15	事業契約書(案)	9	第2章	第10条	2・3		(第三者による実施)	2項及び3項を見ますと, 施設設計業務及び厨房設備設計業務を第三者に委託する場合には, 業務の一部の委託であれば, 当該第三者の商号等の事前届出だけで足り, その全部若しくは大部分を委託する場合には, 事前承諾が必要という整理になるかと思いますが, その理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお, 第三者に当該業務の全部もしくは大部分を委託する場合はやむを得ない事情がある場合に限りです。
16	事業契約書(案)	13	第2章	第15条	3		(事前調査)	細かい点で恐縮ですが, 「事業者事前調査の誤り又はかい怠に起因して」という表現が若干曖昧でしたので, 「事業者事前調査の不備又は誤りに起因して」と修正することはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。
17	事業契約書(案)	13	第2章	第15条	4		(事前調査)	同上	原案のとおりとします。
18	事業契約書(案)	14	第3章	第17条	1		(第三者による実施)	質問の15と同趣旨ですが, 工事監理業務を第三者に委託する場合には, 業務の一部の委託であれば, 当該第三者の商号等の事前届出だけで足り, その全部若しくは大部分を委託する場合には, 事前承諾が必要という理解でよろしいでしょうか。	いずれの場合も事前承諾が必要です。 なお, 第三者に当該業務の全部もしくは大部分を委託する場合はやむを得ない事情がある場合に限りです。
19	事業契約書(案)	16	第4章	第21条	2		(第三者による施工)	質問の15及び18と同趣旨ですが, 本件工事に係る業務(厨房設備調達設置業務を含む。)の一部を委託する場合には, 市への事前通知や事前承諾は不要という理解でよろしいでしょうか。	提案書記載のとおり体制に従ってください。提案書どおりでなく, 当該業務の一部を委託する場合は, 市の事前承諾を得てください。
20	事業契約書(案)	21	第4章	第34条			第三者に対する損害	念の為確認させてください。損害等が事業者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合, 第19条に基づき付保された保険により損害額の一部がてん補される場合は, 当該てん補額を控除した後の金額を市に負担していただくという理解で正しいでしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

(令和2年2月21日公表)

【事業契約書(案)に関する質問】

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
21	事業契約書(案)	22	第4章	第36条	1	(1)	市による完成確認	各種物品調達等業務(運営物品の更新に関するものを除く。)とありますが、そもそも各種物品等調達等業務に運営物品の更新は含まれていないと理解します。括弧の文章は不要ではないでしょうか。	疑義を避けるための規定です。原案のとおりとします。
22	事業契約書(案)	23	第4章	第37条	2		(引渡し)	細かい点で恐縮ですが、第1項が、引渡しの定め、第2項が本施設の所有権を事業者が原始取得する定めとなっておりますが、時系列を考慮すると、第1項と第2項の順序を反対にした方が時系列が明確になると存じますので、ご検討頂けますでしょうか。	第1項の規定を履行するために第2項の規定を置いています。原案のとおりとします。
23	事業契約書(案)	23	第4章	第38条	2		(かし担保責任)	瑕疵担保責任の責任追及が「供用開始日から」となっておりますが、「本施設の引渡しから」に修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
24	事業契約書(案)	23	第4章	第38条			(かし担保責任)	事業契約は改正民法施行後の締結となり、瑕疵とは契約の内容に不適合があることとなります。改正民法への対応は必要ないでしょうか。	改正民法に対応して文言の変更は行いません。
25	事業契約書(案)	24	第6章	第39条の2	2		学校配膳室の改修	第18条の近隣対策はどこまで実施する必要があるでしょうか。近隣説明や電波障害予測調査も必要でしょうか。	基本的には工事時間、工事車両の出入、工事工程等の配慮や、工事案内文の配布を想定していますが、近隣住民の要望により、説明会への協力等をお願いする場合があります。
26	事業契約書(案)	26	第7章	第40条	3		開業準備	開業準備業務は、本施設の引渡し後に開始するため、開業準備業務結果報告書の提出は、要求水準書の記載通り、業務終了後速やかに提出することよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。契約書において御指摘のとおり修正します。
27	事業契約書(案)	26	第7章	第41条	2		開業遅延	事業者が遅延損害金を負担するのは、事業者の責めに帰すべき事由に限定していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
28	事業契約書(案)	26	第7章	第41条	2		開業遅延	遅延損害金の利息が年5%となっておりますが、貴市からの支払いに係るものは法定率(現時点では年2.8%)となっております。同条件として頂けますでしょうか。	市と事業者の債務の性質が異なります。原案のとおりとします。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

(令和2年2月21日公表)

【事業契約書(案)に関する質問】

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
29	事業契約書(案)	26	第7章	第41条	2		開業遅延	施設整備に係る対価とは何を指すものでしょうか。施設整備費とは意図して使い分けているのでしょうか。	施設整備に係る対価とは、施設整備費に相当する額です。また、事業契約書(案)に関する質問回答No. 2を御参照ください。
30	事業契約書(案)	26~27	第7章	第41条	1~4		(開業遅延)	市の責めに帰すべからざる事由により遅延した場合に、遅延損害金が発生する定めとなっております(2項)、その定めですと不可抗力等の場合にも事業者が遅延損害金を負担することとなってしまう(4項)、過度な負担となる可能性がございますので、事業者の責めに帰すべき事由により遅延した場合には、遅延損害金が発生する定めにしていただけますでしょうか。	不可抗力及び法令変更の場合は、遅延損害金は発生しません。原案のとおりとします。
31	事業契約書(案)	28~29	第8章	第46条	1~4		(費用負担)	質問の15、18及び19と同趣旨ですが、施設供用業務を第三者に委託する場合には、業務の一部の委託であれば、当該第三者の商号等の事前届出だけで足り、その全部若しくは大部分を委託する場合には、事前承諾が必要という理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
32	事業契約書(案)	35	第10章		6		契約終了後の引継ぎ	事業期間終了後の1年を経過するまで、維持管理企業は引継ぎ先からの問い合わせ等のサポートとありますが、引継ぎ先からではなく、市との契約締結によって行うものと変更をお願いします	本契約により対処します。原案のとおりとします。
33	事業契約書(案)	36	第10章	第60条	1	(6)	事業者の債務不履行等による解除	事業者の責めに帰すべき事由により、貴市から基本協定が解除された場合は、事業者の貴市に対する違約金の支払いは、基本協定の解除に係る違約金と事業契約の係る違約金はのどちらが優先されるのでしょうか。	事業契約に係る違約金が優先します。
34	事業契約書(案)	36	第10章	第60条	1	(7)	事業者の債務不履行等による解除	事業契約解除の原因となる違反につきまして、本事業の目的が達成できないと貴市が判断する状況等を具体的にご教示下さい。	第60条第1項第1号から6号までと実質的に同一視できるような違反があり、募集要項に定める本事業の目的を達することができない場合を想定しています。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【事業契約書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
35	事業契約書(案)	36	第10章	第62条	1		法令の変更及び不可抗力	事業期間中(事業契約成立から令和20年3月31日まで)に盛岡市の人口が30万人を超過した場合、本事業においては事業所税の課税対象とはならないとの理解で宜しいでしょうか。	税務署にお問い合わせください。 課税対象となった場合には、第62条第1項第4号に該当しますので、市との協議となります。
36	事業契約書(案)	37	第10章	第64条	1	(1)	引渡日前の解除の効力	「(前略)市が当該解除後に本施設を利用するとき」と記載がございますが、市の判断次第では本施設を利用せず買い受け等の処理がされない場合があるとの理解で宜しいでしょうか。 金融機関が建設期間中にSPCに対して融資を行う際において、事業契約が解除された場合、SPCが貴市に対して有する出来形部分の売買債権が唯一の返済原資となります。そのため、事業者の帰責に係らず、事業契約解除時には貴市に出来形部分の全部分を必ず買い受けて頂けるようご修正願います。原文の通りですと、プロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となり、資金調達コストが増加する懸念がございます。	第一文について、御理解のとおりです。 市は、出来形部分について買い取るか、施設整備費に要した費用の対価を支払うかのいずれかの対応をします。
37	事業契約書(案)	37	第10章	第64条	1	(1)	引渡日前の解除の効力	「検査に合格した全部または一部の部分について買い受け、引渡し若しくは施設整備に要した費用の対価の支払いを事業者は受けることができる」と記載がございますが、検査に合格した部分が本施設の一部のみであった場合も、合格部分として貴市による買い受け等の処理がなされるとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
38	事業契約書(案)	37	第10章	第64条	1	(1)	引渡日前の解除の効力	本施設の引渡し前に事業契約が解除され、出来形部分を貴市により買い受け、引渡し若しくは施設整備に要した費用の対価の支払いを事業者が受ける場合、「施設整備に要した費用の対価」として認可される費用の内訳をご教示下さい。「様式6-9①」初期投資費合計(ア)の合計からVI.開業準備費を抜いた額と同一であるとの理解で宜しいでしょうか。	施設整備に要した費用の対価とは、施設整備に要した費用の実費になります。
39	事業契約書(案)	37	第10章	第64条			引渡日前の解除の効力	施設整備に要した費用とは、サービス対価A及びBを構成する費用のうち、当該時点までに要したものであるという理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【事業契約書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
40	事業契約書(案)	37	第10章	第64条			引渡日前の解除の効力	引渡日前の解除の場合、貴市が施設整備費相当額を支払うとの記載がありますが、施設整備費相当額が、サービス対価Aとサービス対価Bの合計額ということであれば、未実施部分がある開業準備業務に係る費用が含まれることとなります。開業準備業務全額ではなく、解除日までに要した開業準備業務とするのが妥当ではないでしょうか。	施設整備費相当額とは、開業準備業務に係る費用を含んだ施設整備費と同額です。原案のとおりとします。
41	事業契約書	37~39	第10章	第64条			引渡日前の解除の効力	第64条1項(1)から(4)の規定に従って、事業契約解除後に貴市が事業者から施設を買い受ける場合、施設整備に要した費用の対価には金融費用(貸付利息等)も含めていただきますようお願い申し上げます。	本条において、施設整備に要した費用の対価には合理的な範囲の金融費用を含みます。
42	事業契約書(案)	39	第10章	第65条	4	(1)	引渡日後の解除の効力	施設整備に係る対価とは何を指すものでしょうか。施設整備費とは意図して使い分けているのでしょうか。	施設整備に係る対価とは、施設整備費に相当する額です。また、事業契約書(案)に関する質問回答No. 2を御参照ください。
43	事業契約書(案)	40	第10章	第66条	1	(1)	損害賠償	施設整備費の100分の10に相当する額とありますが、当該施設整備費は消費税及び地方消費税込みの金額という理解で正しいでしょうか。	御理解のとおりです。契約書において、施設整備費(サービス対価A及びBの合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。)と修正します。
44	事業契約書(案)	40	第10章	第66条	1	(1)	損害賠償	引渡し日前までに事業契約が解除された場合に支払う「施設整備費の100分の10に相当する額」には、消費税及び地方消費税の額は含まれているのでしょうか。	御理解のとおりです。
45	事業契約書(案)	40	第10章	第66条	1	(1)	損害賠償	「施設整備費」とは、「様式6-9①」初期投資費合計(ア)の合計からVI.開業準備費を抜いた額と同一であるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問回答No. 43を御参照ください。
46	事業契約書(案)	40	第10章	第66条	1	(2)	損害賠償	引渡日以降に解除された場合、施設供用業務の対価の2か年分の100分の10に相当する額となり、他のPFI案件と比して負担が大きなものとなっております。貴市の先行案件である「盛岡南公園野球場(仮称)整備事業」などと同様、解除日が属する単年度の100分の10として頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【事業契約書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
47	事業契約書(案)	40	第10章	第66条	1	(2)	損害賠償	解除日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務の対価とは、当該事業年度一年分の対価を指すのでしょうか。それとも、解除日が属する事業年度において、解除日以降に支払われるべき当該事業年度の対価を指すのでしょうか。	解除日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務の対価とは、当該事業年度1年分の対価を指します。
48	事業契約書(案)	40	第10章	第66条	1	(2)	損害賠償	引渡し日以降に支払う違約金につきまして、本件では「解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務に係る対価総額の100分の10に相当する金額」と記載があり、合計で2ヶ年度分の対価総額が対象となっております。通常、学校給食施設のPFI事業においては、引渡し日以降に支払う違約金は「事業契約が解除された当該年度」若しくは「事業契約が解除された翌年度」の1ヶ年度分の対価総額の100分の10の額を発注者に対して支払うことが一般的かと存じます。本件においても、いずれか1ヶ年度が違約金の支払いの対象となるようご再考願います。	原案のとおりとします。
49	事業契約書(案)	40	第10章	第66条	1	(2)	損害賠償	「解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務に係る対価総額の100分の10に相当する金額」と記載がございますが、「施設供用業務に係る対価総額」とは当該解除年度とその翌年度の入札提案時のサービス対価Cそれぞれに消費税及び地方消費税の額を加えた額の合計との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
50	事業契約書(案)	40	第10章	第66条			損害賠償	賠償額が引渡日の前後で区分されていますが、開業準備費の構成と合致していません。定義を含め再検討いただけますでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問回答No. 2のとおり、施設整備費の定義を修正しますので御確認ください。
51	事業契約書(案)	41	第11章	第74条	1		(秘密保持)	「秘密」となる情報の定義がないように思えますので、追記して頂けますでしょうか。	秘密として管理されているものを指します。
52	事業契約書(案)	43	第11章	第81条			遅延利息	遅延利息が年5%となっていますが、貴市からの支払いに係るものは法定率(現時点では年2.8%)となっています。同条件として頂けますでしょうか。	市と事業者の債務の性質が異なります。原案のとおりとします。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

(令和2年2月21日公表)

【事業契約書(案)に関する質問】

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
53	事業契約書(案)	45	別紙1				学校配膳室改修期間	令和3年度、令和4年度の各校の長期休業期間をお示し下さい。	詳細は未定であり、学校毎の設定となりますが、概ね以下の期間となります。 (1) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで (2) 夏季休業日 7月21日から8月25日まで (3) 冬季休業日 12月26日から翌年1月10日まで (4) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで
54	事業契約書(案)	56	別紙7		2	(2)	事業者等が付保する保険	普通火災保険をはじめ、てん補限度額や免責金額等、記載がない保険条件については事業者の提案に委ねるという理解で正しいでしょうか。	別紙7記載の付保内容を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
55	事業契約書(案)	56	別紙7		2	(2)	普通火災保険	事業者帰責のリスクについては別途保険を手配いたしますが、天災および第三者加害行為等につきましては、所有権が引き渡される時点でリスクは市へ移転するため、火災保険の契約については市により設定いただけないでしょうか。	火災保険の付保は事業者の契約上の義務です。原案のとおりとします。
56	事業契約書(案)	56	別紙7		2	(2)	普通火災保険	補償範囲(対象事故範囲、支払い限度額および免責金額)については、事業者提案でよろしいでしょうか。	別紙7記載の付保内容を満たす限りにおいて、事業者の提案に委ねます。
57	事業契約書(案)	56	別紙7					普通火災保険について、「なお、運営・維持管理期間の火災保険の付保について、市は、事業者によって付保と同等の効果がある手法についての提案があった場合には」とありますが、保険の付保以外を含むということでしょうか。具体的な想定・イメージがあればご教示ください。	保険の付保以外は含みません。事業の安定性の観点からご提案ください。
58	事業契約書(案)	56	別紙7					普通火災保険については、事業者の過失による火災等の損害を担保できる保険であれば、普通火災保険でなくとも構わないでしょうか。	御理解のとおりです。
59	事業契約書(案)	57	別紙7				※	「市がこれを認めた場合」とは、参加資格審査通過者との対話を通じて明らかになるという理解で正しいでしょうか。	御理解のとおりです。

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問に対する回答

【事業契約書(案)に関する質問】

(令和2年2月21日公表)

No	書類名	頁	章	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
60	事業契約書(案)	58	別紙8		1		不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	施設整備期間中の不可抗力による損害について、事業者が負担する「施設整備費に相当する額の100分の1」には、消費税及び地方消費税の額は含まれているでしょうか。	消費税及び地方消費税の額を含みます。
61	事業契約書(案)	58	別紙8		2		不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	「一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務費の100分の1」とは、不可抗力が生じた事業年度の提案時のサービス対価Cに消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の1と同一であるとの理解で宜しいでしょうか。	「一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務費の100分の1」とは、不可抗力が生じた事業年度に市が支払うべきサービス対価Cに消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の1となります。
62	事業契約書(案)	58	別紙8				不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合	施設整備期間中及び施設引渡し後のいずれかにおいても、不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額をまず、SPCの負担分に充当し、負担分を保険金額が上回った分を貴市の負担分に充当するとの理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。